## ストーカー規制法第2条第1項

(っきまとい等)

つきまとい・待ち伏せ－押しかけ（1号）監視していると告げる行為（2号）面会•交際などの要求（3号）乱暴な言動（4号）
無言電話•連続の電話やFAX（5号）
汚物などの送付（6号）
名誉を害する事項を告げる（7号）
性的羞恥心の侵害（8号）

## つきまとい等～警告•禁止命令

## 「つきまとい等」をして，「身体の安全，住

居等の平穏もしくは名誉が害され，又は行動 の自由が害される不安を覚えさせた」場合

## ストーカー行為

## 「つきまとい等」を反復

（1号～4号については，身体の安全，住居等の平穏若しく は名誉が害され，又は行動の自由が害される不安を覚えさ せるような方法により行われる場合に限定。）



## 配偶者暴力事案の認知•検芼状況

## 認知件数 3 万 4,329 件（H23）

- 被害者 $97 \%$ は女性
- 婚姻関係（元を含む） $84 \%$ ，事実婚 $16 \%$裁判所の保護命令発令件数 2， 144 件検挙件数
－保護命令違反

$$
72 \text { 件 }
$$

－その他法令

$$
\text { 2, } 424 \text { 件 }
$$



## 配偶者暴力事案：対応の基本

－暴力の制止，被害者の保護（警職法，警察法）

- 保護命令制度の教示
- 法令に抵触する事案
$\rightarrow$ 検挙の措置法令に抵触しない事案 $\rightarrow$ 防犯指導，相手方へ の指導警告等の措置


## 刑法犯等で検挙

制止，保護
保護命令制度の教示

防犯指導相手方へ指導

## 配偶者暴力防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律」

夫婦間（事実婚，暴力を受けた後に離婚した場合も含む。）

保護命令の制度～裁判所が命令。被害者が裁判所に申立をする必要がある。

## 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の概要



## 保護命令制度の概要

－対象～配偶者から身体に対する暴力を受けた者 ＋配偶者から生命等に対する脅迫を受けた者。 その生命，身体に重大な危害が加えられるおそれ が大きい時。

- 裁判所が発する（地方裁判所）。
- 保護命令
- 被害者への接近禁止（6ヶ月）
- 住居からの退去（2ヶ月）
- 同居している子への接近禁止（6ヶ月）
- 被害者の親族等への接近禁止（6ヶ月）
- 面会の要求，監視していると告げる行為，乱暴な言動，無言電話や連続した電話•FAX・メール，汚物等の送付，名並を害する行為を告げる，性的羞恥を害す る行為の禁止（6ヶ月）


## 配偶者からの暴力相談等対応票

（110番による現逿筬場，被害届受理の場合も作成。生安課員以外も作成。）
－法改正の内容を踏まえ，様式を一部変更。基本的な記載要領に変更はない。
－対応票は，裁判において加害者が閲覧する可能性 があるもの。被害者の一時避難先や被害者の親族等の住所を記載しないよう注意が必要。
「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」以外の配偶者からの暴力相談，デートD V 相談につ いては，警察安全相談として取り扱う。
児童虐待の可能性について要確認。

## 配偶者暴力事案への対応（1）

－立ち上がりの判断 （暴力の制止，被害者の保護）
－法令抵触事案～被害者の意思を尊重しつつ，積極的な事件処理
配偶者からの暴力相談等対応票の作成警察安全相談簿
組織的対応～署長報告，部門間の連携

## 配偶者暴力事案への対応（2）

裁判所からの書面提出要求保護命令の通知が届いたとき警察本部長等の援助

- 防犯指導
- 居所を知られないための措置市区町村による住民基本台帳の閲覧防止
行方不明届への対応
－被害防止交渉場所として警察施設利用 等
その他（外国人 D V 被害者）


## \＆まとめ

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応
○意識改革
○積極的な対応
○組織による的確な対応の徹底

幹部（皆さん）の適切な対応指揮•指導
で，被害者等の安全確保に万全を。 ～「国民のための警察」の確立～

